

こんにちは 練馬清掃工場です



Clean Authority of TOKYO



ペリカン君

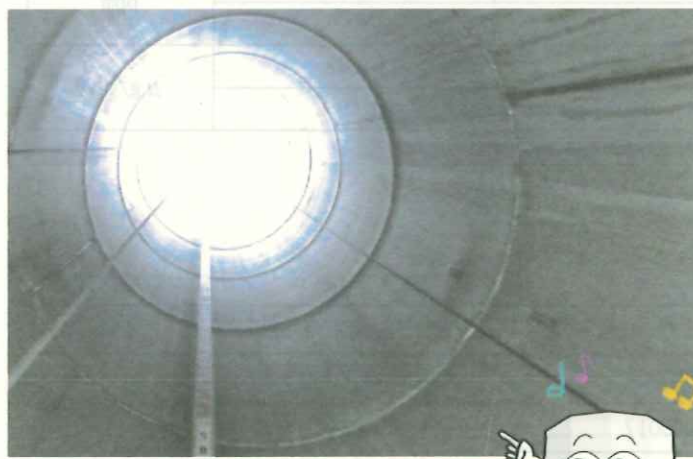
発行：東京二十三区清掃一部事務組合 練馬清掃工場
〒177-0032 東京都練馬区谷原六丁目 10 番 11 号
TEL：03-3995-5311(代) FAX：03-3995-5317
東京二十三区清掃一部事務組合ホームページ
<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>

印刷物登録

令和7年度第125号

定期点検補修工事を実施しました

清掃工場は24時間休むことなく稼働して可燃ごみを焼却しています。安全かつ安定的に工場を稼働させるため、令和7年10月3日(金)から12月11日(木)までの期間、焼却炉を停止して機器の点検・補修を行う定期点検補修工事を実施しました。当工場は、令和7年度でしゅん工から10年が経過したため、初めて煙突の内部の点検を行いました。



【煙突内部の様子】

煙突内部から、経年劣化や排ガスによる摩耗がないか点検を行いました。



【ゴンドラ】

煙突の点検にはゴンドラを使用します。煙突の頂部からワイヤーを降ろし、煙突の入口から出口に向かって登っていきます。



【触媒反応塔の点検】

触媒反応塔はごみ焼却により発生する排ガスに含まれる窒素酸化物やダイオキシン類を触媒の働きで分解する設備です。触媒反応塔内部に入り、設備本体と触媒の点検を行いました。



見学コースでは「触媒」と「ろ布」を間近で見られます



【耐火物の点検】

耐火物はごみを焼却することで発生する、高温の炎や燃焼ガスから設備を守っています。損耗した耐火物を解体し、新しい耐火物へ交換・補修を行いました。

第41回運営協議会を開催しました

令和7年11月10日(月)に開催した運営協議会では、工場の操業状況や環境調査結果について報告しました。排ガス調査結果とダイオキシン類調査結果は、以下のとおりです。全ての項目で基準値を満足していました。



運営協議会の様子

排ガス調査結果

調査機関：株式会社環境技術研究所

| 項目 | 基準値 | | 炉 | 調査年月日 | | 単位 |
|-------|------|------|----|-----------|-----------|---------------------|
| | 法律 | 協定書 | | 1号 | 令和7年5月28日 | |
| ばいじん | 0.04 | 0.01 | 2号 | 令和7年5月30日 | 令和7年7月14日 | g/m ³ N |
| | | | 1号 | <0.001 | <0.001 | |
| 硫黄酸化物 | 91 | 10 | 1号 | <1 | <1 | ppm |
| | | | 2号 | <1 | <1 | |
| 窒素酸化物 | 85 | 50 | 1号 | 17 | 29 | ppm |
| | | | 2号 | 15 | 26 | |
| 塩化水素 | 430 | 10 | 1号 | <2 | <2 | ppm |
| | | | 2号 | <2 | <2 | |
| 水銀 | 50 | — | 1号 | 0.21 | 0.082 | μg/m ³ N |
| | | | 2号 | 0.22 | 0.19 | |

注) ・各項目の値は、酸素濃度12%換算値です。
 ・m³N(ノルマル立方メートル)は、0℃、1気圧の標準状態における気体の体積を表します。
 ・ppmは、100万分の1の割合を表します。

ダイオキシン類調査結果

調査機関：ユーロフィン日本環境株式会社

| 項目 | 基準値 | 調査値 | 調査年月日 | 単位 |
|-----|-----|-----------|-----------|-------------------------|
| 排ガス | 0.1 | 0.0000096 | 令和7年7月15日 | ng-TEQ/m ³ N |
| | | 0.0000017 | 令和7年7月14日 | |

注) ・ダイオキシン類は、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーポリ塩化ビフェニルの総称です。
 ・排ガス中のダイオキシン類の値は、酸素濃度12%換算値です。
 ・TEQ(毒性等量)とは、ダイオキシン類の量を最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値です。
 ・ng(ナノグラム)は10億分の1グラムの質量を表します。
 ・m³N(ノルマル立方メートル)は、0℃、1気圧の標準状態における気体の体積を表します。

ごみ・資源は正しく分別しましょう！

清掃工場は可燃ごみを焼却する施設です。粗大ごみや不燃ごみの混入は焼却炉の停止や故障の原因となります。

ごみや資源の適正な分別をお願いします。

※分別方法は、各自お住まいの自治体に確認してください。



可燃ごみに混入していた
びん・缶・ペットボトル

練馬清掃工場に関するご意見・ご質問・ご要望などをお寄せください。

練馬清掃工場 管理係 電話 03-3995-5311(代) FAX 03-3995-5317

「区民の声」についてのご案内

東京二十三区清掃一部事務組合ホームページ

<https://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>

※トップページの右下にあります。

